ラムサール条約登録湿地

ラムサール条約は、水鳥の生息地となっている世界中の重要な湿地帯の保存、および、このような湿地帯に生息する動植物の保護を求めるものです。ラムサール条約は、1971年にイランの都市ラムサールで制定され、1974年、オーストラリアのコーバーグ半島が最初に指定されました。現在は、2,200以上の「国際的に重要な湿地」（ラムサール条約登録湿地）が世界中にあります。日本は、1980年に条約に加盟し、すでに50以上の登録地があります。

湿地は、9つの「国際的に重要な湿地を選定する基準」のうち、少なくとも1つの基準を満たしていなければいけません。例えば、湿地は、危機に瀕した生態学的共同体を擁している、定期的に２万羽以上の水鳥を擁している、固有の魚類が相当な割合を維持している等です。

この情報板では、北海道にある13のラムサール条約登録湿地を紹介しています。北海道は肥沃な自然環境で知られており、ラムサール条約登録湿地の数が日本で一番集中している地域です。水鳥の生息場所や渡り鳥飛来地として重要な役割を果たしています。

阿寒湖は、阿寒摩周国立公園で唯一のラムサール条約登録湿地です。2005年に指定され、魅力的な淡水藻であるマリモや、日本最大の淡水魚であるイトウ、ヒメマスなどの生息地として有名です。無数の鳥類や哺乳類が、エゾマツ、トドマツ、ミズナラの森で囲まれた湖沼の生態系に依存しています。